

# 有田市デジタルプロモーション業務仕様書

## 1. 業務名

有田市デジタルプロモーション業務

## 2. 本業務の目的

有田市は、関西国際空港から車で60分、大阪・関西万博会場から90分で来訪可能な圏域であり、2025大阪・関西万博開催をチャンスと捉え、万博効果を最大限に活かすべく、国内旅行者のみならず、訪日観光客（インバウンド）を、本市をはじめ有田地方に誘客することで、本市への観光客の増大、地域経済の発展を目指している。

令和6年3月には、多言語による本市観光情報の発信を行う基盤として、観光ポータルサイト「Visit-Arida」を構築するとともに、香港、台湾、タイ、フランスを優先ターゲットとして、海外市場に向けたプロモーションに着手したところである。

本業務では、SNSやWEBメディアを活用したプロモーションを展開することにより、海外市場からのVisit-Aridaへの流入を増加させるとともに、本市への誘客を促進することによって、本市の観光産業支援及び地域経済の発展を目的とする。

## 3. 委託業務内容

### (1) プロモーション対象市場およびメディアの選定

海外市場動向や本市観光資源との親和性を分析し、プロモーションを行う国・地域および活用するメディアの選定を行うこと。

ただし、プロモーションを行う国・地域には、香港、台湾、タイ、フランスのうち1つ以上を含めること。

### (2) 記事制作・配信

前号において選定したメディアへ掲載する記事を1本以上制作し、配信すること。ただし、掲載記事には必ずVisit-Aridaへのリンクを設けること。

なお、記事制作のための取材に要する企画・調整・手配等は受託者が行うものとし、これらに関する費用は本業務委託料に含むものとする。

### (3) 広告運用に関する拡散

前号において掲載した記事に対し広告配信を行うこと。

なお、広告配信により発生する広告料等は本業務委託料に含むものとする。

### (4) プロモーション効果の分析

配信した記事のPV数、リーチ数等の実績を報告するとともに、それらを基に広告効果を分析すること。

## 4. 委託期間

契約日～令和8年3月31日

## 5. 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり関係法令等を遵守しなければならない。

## 6. 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料は原則として受託者が収集するものとするが、本市が保有しているもので本業務の遂行に必要な資料は貸与する。貸与を受けた資料については、そのリストを作成して本市に提出し、業務完了とともに速やかに返却すること。

## 7. 納入成果物

以下の成果物をそれぞれ一式ずつ納入すること。

尚、納入成果物に関しては、電子媒体にて納入すること。

- ① 本業務において制作した記事の原稿
- ② 本業務において撮影した写真、動画等
- ③ 業務実施結果・分析報告書

## 8. 納入期限

令和8年3月31日

## 9. 納入場所

有田市

## 10. 納入物の審査及び引き渡し

受託者は、本業務完了時に本市の審査を受けなければならない。本業務の審査に合格後、本仕様書に指定された成果物一式を納入し業務の完了とする。

## 11. その他

- (1) 業務の遂行にあたって、受託者は本市と十分な連絡を持ち、処理方針については本市の指示及び承諾を受けるとともに関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 本業務における成果物は本市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、業務の履行のために連絡、確認を行う管理担当者を設置すること。
- (4) 受託者は、本仕様書の内容に疑義が生じたときや、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、本市と速やかに協議し、その指示に従うこと。